

福岡県生活援助従事者研修実施要綱新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
福岡県生活援助従事者研修実施要綱	福岡県生活援助従事者研修実施要綱
第1条～第6条（略）	第1条～第6条（略）
<u>第7条 削除</u>	<u>（研修の会場）</u> <u>第7条 研修の会場は、福岡県の区域内に確保するものとする。ただし、研修のうち実習の会場については、やむを得ない理由がある場合に限り、福岡県に隣接する県の区域内に確保することができる。</u>
第8条～18条（略）	第8条～18条（略）